

様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 〈教育実習〉 4年次 5月～9月 〈養護実習〉 4年次 4月～5月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 〈教育実習〉 3週間～4週間（120時間以上） 〈養護実習〉 3週間～4週間（120時間以上）
③	実習校の確保の方法 本法人設置校他、内諾を得ている学校、教育委員会（神奈川県等）への所定の手続きにより実習校を確保しており、実習を行うことが可能。
④	実習内容 〈教育実習〉 授業参観、教科指導（道徳、総合的な学習（探究）の時間を含む）36時間程度（研究授業2時間程度を含む）、放課後の授業研究（部活動指導を含む）、学級経営への参加、学校行事の指導補助、学校運営・組織の理解等 〈養護実習〉 観察、参観（養護教諭が行なう保健授業等）、実務担当36時間程度、うち保健指導2時間程度、保健管理、救急看護、健康相談・保健指導、各種の調査、保健室経営等
⑤	実習生に対する指導の方法 教育実習（養護実習）前に、集中で実習に関わる学習指導法、学級経営、生徒指導（生活指導）などについて演習を通して指導を行う。 また、各実習生に巡回指導者を配置し、実習校の指導教員と連携をとりながら、実習生への事前・実習中・事後の個別指導にあたる。
⑥	実習の成績評価（評価の基準及び方法） ※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。 教育実習（養護実習）担当教員が、実習校から提出された成績評価報告書、実習期間中における実習校の指導教員の観察記録、実習生の取り組み状況、実習日誌、事後報告書、ならびに大学にて行う事前指導及び事後指導の学生の状況から総合的に評価する。 必要な場合、教職センター運営委員会へ付議し、意見を聴取することも可能である。
2	事前及び事後の指導の内容等
①	時期及び時間数 〈教育実習〉 ○事前指導（3年次3月～4年次5月に集中で20時間） ○事後指導（4年次10月～12月に集中で10時間） 〈養護実習〉 ○事前指導（3年次3月に集中で20時間） ○事後指導（4年次9月に集中で10時間）
②	内容（具体的な指導項目） 〈教育実習〉 ○事前指導（集中20時間）

- ・教育実習の意義、目的
- ・教育実習に関する手続・連絡
- ・教育実習生としての心得
- ・学級経営の内容と方法
- ・生徒指導の内容と方法
- ・保健の学習指導の実践的方法
- ・体育の学習指導の実践的方法
- ・指導計画の内容と立て方
- ・実践（実務、教科指導、学級指導、ホームルーム経営・道徳指導）

○事後指導（集中 10 時間）

- ・教育実習の反省と課題
- ・自己評価を含めた実習の振り返り

〈養護実習〉

○事前指導（集中 20 時間）

- ・人間観、教育観、教職について
- ・教員としての心構えや知識等基本的な理論について
- ・子どもの心身の発達と健康実態について
- ・子どもを取り巻く社会的状況の変化と地域、家庭の問題状況等の理解について
- ・職務内容や基本姿勢をはじめとした養護教諭の役割について
- ・救急活動、救急処置の判断とその対応、病気や怪我の判断と処置等の養護活動の実際について
- ・養護活動における教職員（校長、担任やカウンセラー、相談員等）、医療機関等、関係機関との連絡・連携について
- ・指導案の書き方、保健だより、個別指導の方法、書類の記載等保健指導について

○事後指導（集中 10 時間）

- ・養護実習要項・記録、課題に関する報告書作成
- ・実習の振り返り

③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

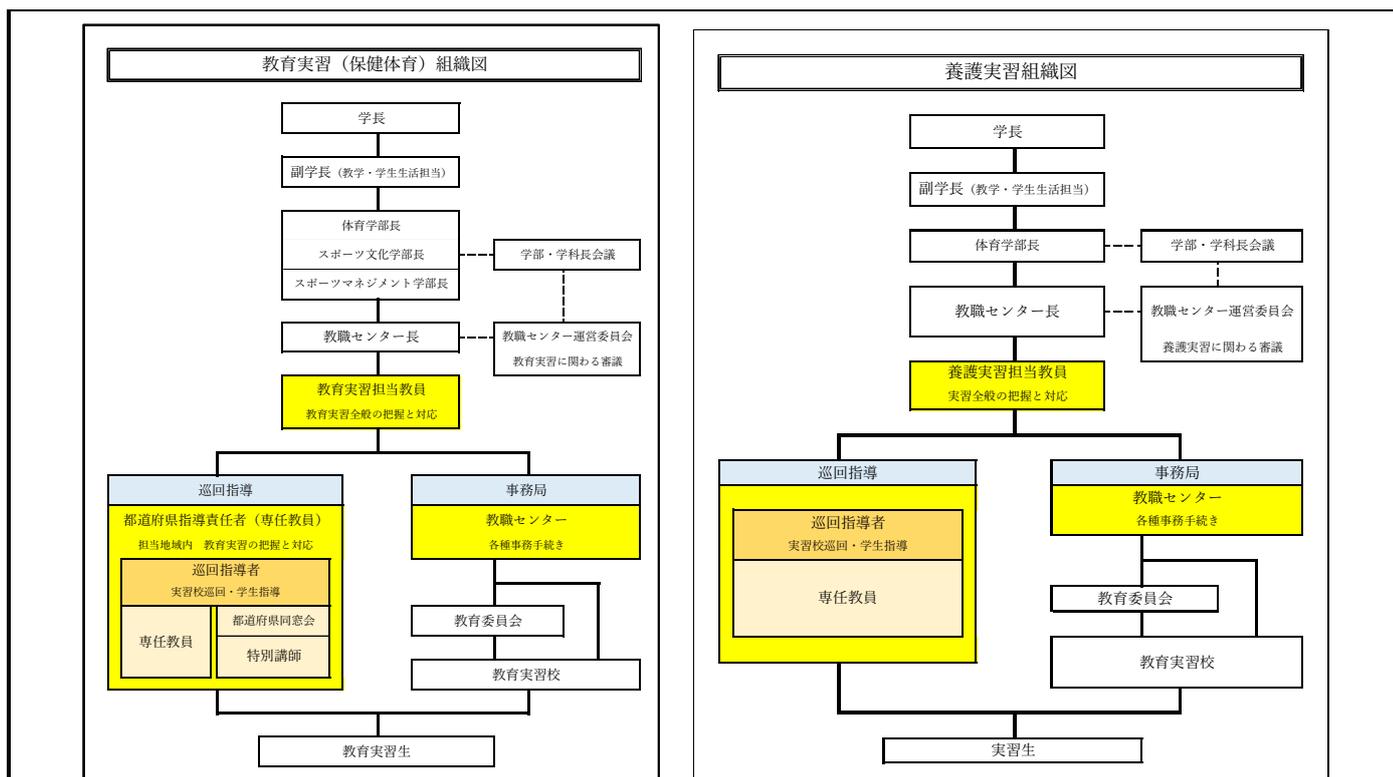
〈学生への指導〉

事前指導内で、過去の教育実習先教職員によるハラスメント事例を挙げ、該当する行為や状況について理解させる指導を行なっている。その中で、実際に生じた場合の対処について指導しており、相談方法及び窓口についても周知している。

〈相談体制〉

各実習生に巡回指導者 1 名を配置し、有事における相談窓口としての役割を担っている。

実習生から相談を受けた巡回指導者は、その情報を至急教職センターへ報告することとしており、学内関係各所への速やかな情報共有、全学的な対処を可能とする組織を次のとおり構築している。



3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

- ・ 委員会等の名称

教職センター運営委員会

- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

- (1) 教職センター長
- (2) 副学長(教学・学生生活担当)
- (3) 体育学部長
- (4) スポーツ文化学部長
- (5) スポーツマネジメント学部長
- (6) 児童スポーツ教育学部長
- (7) 学生支援センター学修・キャリア支援部門事務長
- (8) 教職センター事務長
- (9) 教育企画センター事務長
- (10) その他学長が必要と認めた者

※設置認可後には保健医療学部長も構成員に追加予定

- ・ 委員会等の運営方法

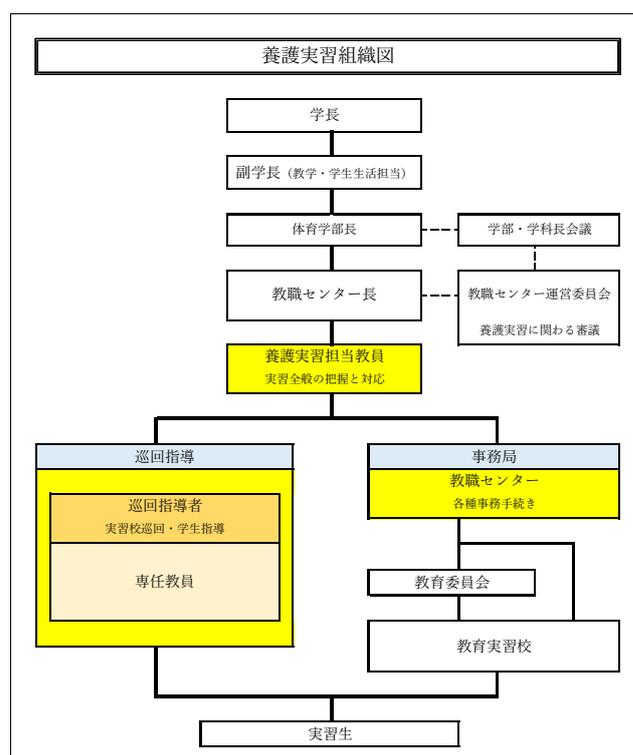
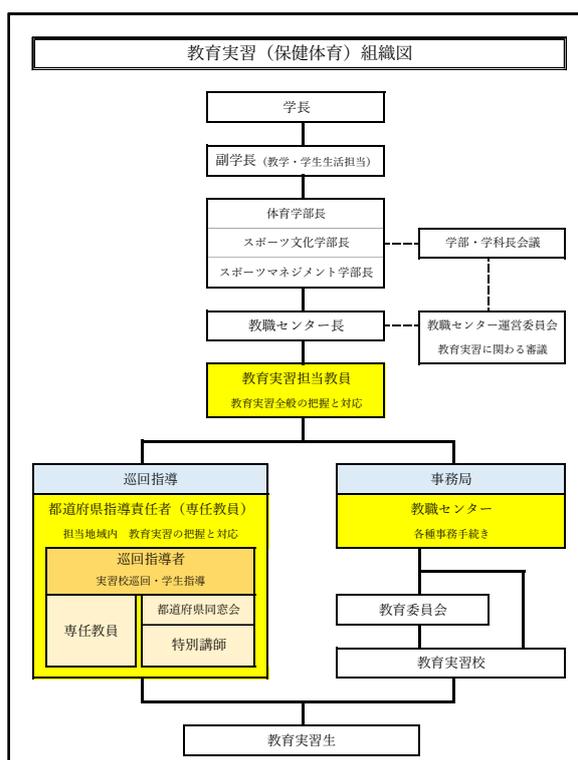
教職センターが幹事を担い、より質の高い教員養成に向けた取り組みや教職課程等に係わる事項を統括して、報告・審議を行っている。

1、2ヶ月に1回を定例としており、その他緊急で開催の案件が生じた場合等含め、年間6～10回程度開催している。

教職センター運営委員会における審議内容は以下のとおりである。

- (1) 教職課程に関する企画・運営及び調査・研究に関する事項
- (2) 介護等体験に関する事項
- (3) 教育実習に関する事項
- (4) 教員採用試験、教員採用に係る支援に関する事項
- (5) 教育職員免許及び保育士資格に関する事項
- (6) 教職教育に係る各種研修に関する事項
- (7) 地域教育機関、教育現場及び同窓会との連携協力に関する事項
- (8) その他センターの目的達成のために必要な事項

【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

- ・ 委員会等の名称

教職センター運営委員会

- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

- (1) 教職センター長
- (2) 副学長(教学・学生生活担当)
- (3) 体育学部長
- (4) スポーツ文化学部長
- (5) スポーツマネジメント学部長
- (6) 児童スポーツ教育学部長
- (7) 学生支援センター学修・キャリア支援部門事務長
- (8) 教職センター事務長

- (9) 教育企画センター事務長
 (10) その他学長が必要と認めた者

※設置認可後には保健医療学部長も構成員に追加予定

・ 委員会等の運営方法

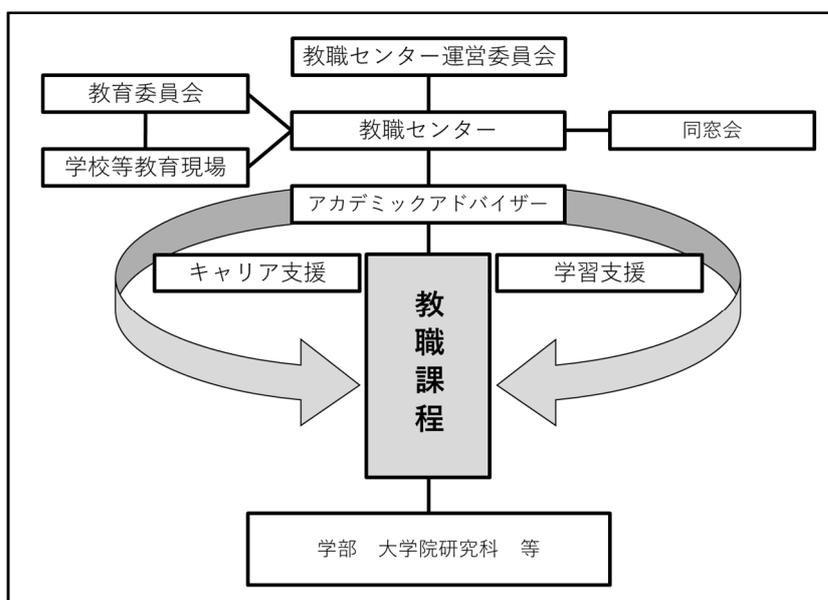
教職センターが幹事を担い、より質の高い教員養成に向けた取り組みや教職課程等に係わる事項を統括して、報告・審議を行っている。

1、2ヶ月に1回を定例としており、その他緊急で開催の案件が生じた場合等含め、年間6～10回程度開催している。

教職センター運営委員会における審議内容は以下のとおりである。

- (1) 教職課程に関する企画・運営及び調査・研究に関する事項
- (2) 介護等体験に関する事項
- (3) 教育実習に関する事項
- (4) 教員採用試験、教員採用に係る支援に関する事項
- (5) 教育職員免許及び保育士資格に関する事項
- (6) 教職教育に係る各種研修に関する事項
- (7) 地域教育機関、教育現場及び同窓会との連携協力に関する事項
- (8) その他センターの目的達成のために必要な事項

【委員会の組織図】



4 教育実習の受講資格

〈教育実習〉

「教育実習(事前事後の指導を含む)」を履修しようとする者は、「教育実習(事前事後の指導を含む)」を履修しようとする年度の前年度末までに、次に掲げる授業科目の単位を修得するとともに、合わせて総修得単位数 100 単位以上を修得していること。

- ・ 体育科教育法 (2 単位 2 年次)

- ・保健科教育法 (2 単位 2 年次)
- ・教育原理 (2 単位 1 年次)
- ・教師論 (2 単位 1 年次)
- ・教育の制度と経営 (2 単位 3 年次)
- ・教育心理学 (2 単位 2 年次)
- ・特別支援教育概論 (2 単位 3 年次)
- ・教育課程論 (2 単位 3 年次)
- ・道徳教育の指導法 (2 単位 2 年次)
- ・特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 (2 単位 2 年次)
- ・教育の方法と技術 (2 単位 3 年次)
- ・生徒指導論 (進路指導・キャリア教育を含む) (2 単位 3 年次)
- ・教育相談 (カウンセリングを含む) (2 単位 3 年次)

〈養護実習〉

「養護実習(事前事後の指導を含む)」を履修しようとする者は、「養護実習(事前事後の指導を含む)」を履修しようとする年度の前年度末までに、次に掲げる授業科目の単位を修得するとともに、合わせて総修得単位数 100 単位以上を修得していること。

- ・衛生学・公衆衛生学 (2 単位 1 年次)
- ・学校保健(小児保健・精神保健を含む) (2 単位 2 年次)
- ・養護概説(養護教諭の職務を含む) (2 単位 1 年次)
- ・ヘルスカウンセリング (2 単位 3 年次)
- ・栄養学(学校給食を含む) (2 単位 3 年次)
- ・解剖学 I (2 単位 1 年次)
- ・生理学 (2 単位 1 年次)
- ・基礎看護学 (2 単位 2 年次)
- ・救急医学概論 (2 単位 1 年次)
- ・病院実習 I (2 単位 2 年次)
- ・病院実習 II (8 単位 3 年次)
- ・教育原理 (2 単位 1 年次)
- ・教師論 (2 単位 1 年次)
- ・教育の制度と経営 (2 単位 3 年次)
- ・教育心理学 (2 単位 2 年次)
- ・特別支援教育概論 (2 単位 3 年次)
- ・教育課程論 (2 単位 3 年次)
- ・道徳教育の指導法 (2 単位 2 年次)
- ・特別活動及び総合的な学習の時間の指導法 (2 単位 2 年次)
- ・教育の方法と技術 (2 単位 3 年次)
- ・生徒指導論(進路指導・キャリア教育を含む) (2 単位 3 年次)
- ・教育相談(カウンセリングを含む) (2 単位 3 年次)

教育 実習	体験 活動	学級数の合計	中学校 12 学級、高等学校 115 学級	
○	×	学校名	日本体育大学荏原高等学校（東京都大田区池上 8 丁目 2 6 番 1 号） 学級数：31 生徒数：1,018 人	
		教員数	91 人（内訳）教諭 49 人、助教諭 0 人、講師 41 人、養護教諭 1 人、養護助教諭 0 人、栄養教諭 0 人	
○	×	学校名	日本体育大学柏高等学校（千葉県柏市戸張 9 4 4 番地） 学級数：36 生徒数：1,244 人	
		教員数	86 人（内訳）教諭 55 人、助教諭 0 人、講師 29 人、養護教諭 2 人、養護助教諭 0 人、栄養教諭 0 人	
○	×	学校名	日本体育大学桜華中学校・高等学校（東京都東村山富士見町 2 丁目 5 番 1 号） 学級数：中学校 3、高等学校 19 生徒数：中学校 46 人、高等学校 484 人	
		教員数	46 人（内訳）教諭 26 人、助教諭 0 人、講師 19 人、養護教諭 1 人、養護助教諭 0 人、栄養教諭 0 人	
○	×	学校名	浜松日体中学校・高等学校（静岡県浜松市中央区半田山 3 丁目 3 0 番 1 号） 学級数：中学校 9、高等学校 29 生徒数：中学校 311 人、高等学校 1,035 人	
		教員数	96 人（内訳）教諭 53 人、助教諭 0 人、講師 41 人、養護教諭 2 人、養護助教諭 0 人、栄養教諭 0 人	
○	×	教育委員会名	神奈川県教育委員会	中学校：175 校 高等学校：135 校 中等教育学校：2 校
○	×	教育委員会名	横浜市教育委員会	小学校：337 校 中学校：144 校 義務教育学校：3 校 高等学校：9 校
○	×	教育委員会名	川崎市教育委員会	小学校：114 校 中学校：52 校 高等学校：5 校
○	×	教育委員会名	相模原市教育委員会	小学校：69 校 中学校：35 校 義務教育学校：2 校

令和●（202●）年度

教育実習(保健体育)成績評価報告書

日本体育大学

実習校名			学校長氏名(公印)		
			令和 年 月 日		
			公印		
クラス	学籍番号	実習生氏名	指導教員氏名(印)		
			印		
実習期間		出勤すべき日数	出勤した日数	欠勤日数	
自 令和 年 月 日				病欠 日	遅刻 回
至 令和 年 月 日		日	日	その他 日	早退 回
				計 日	
保健・体育の時間以外に実習をした項目に○をつけてください。					
・道徳 ・総合的な学習(探究)の時間 ・学級活動(HR活動)					
・学校行事 () ・部活動 () ・その他 ()					
評価項目	内 容			評 価	
教科指導	<ul style="list-style-type: none"> 教材研究等の授業の準備 指導内容に対する知識・理解 授業の展開や進め方、 号令・指示、指導・工夫 健康・安全への配慮 等 			5 4 3 2 1	
学級(HR)経営	<ul style="list-style-type: none"> 出欠管理等の担任業務への理解 毎日のクラス集団への指導と管理 資料の作成と工夫や意欲 等 			5 4 3 2 1	
生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の実態把握と対応 毅然とした指導姿勢 生徒への理解と思いやり 等 			5 4 3 2 1	
意欲・態度	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観への意欲・態度 基本的な生活習慣の実践 言葉遣い、服装、態度等の適切さ 等 			5 4 3 2 1	
総合所見 (教員としての資質等)					

※裏面の「教育実習成績評価報告書の記入について」をお読みください。

教育実習成績評価報告書の記入について

1. 本学においては、教育職員免許法に定められた4単位の実習について、1単位30時間とし、1日8時間の実習時間を目安に連続する3週間（15日間）で設定しております。実習期間については、貴校の実践活動の中から120時間を確保していただければ、3週間または4週間のどちらの期間でも支障はありません。120時間の実習時間には、観察、授業参観、授業担当（保健体育、道徳、特別活動、総合的な学習（探究）の時間を含む）、放課後の研究指導（部活動を含む）、学級経営の参加、学校行事の指導、指導準備等を含みます。
教育実習成績評価報告書は、120時間の実習を修了した上で、記入してください。
※本学では、教育実習期間中における教員採用試験以外の就職活動及び個人的な活動による欠勤は認めておりません。
2. 各項目の評価点は、3点を中庸とし、優れている場合は加点し、劣る場合は減点して、5点法で該当するものを○で囲んでください。
3. 記入は黒または青のボールペンをお願いいたします。証明書として発行する書類のため、鉛筆や消せるボールペンでの記入はしないでください。
4. 訂正がある場合、必ず指導教員の印（または公印）による訂正印を押印のうえ、訂正してください。
5. 実習途中の辞退及び実習が修了しなかった場合は、総合所見欄に「実習未修了のため、評価不能」と記入してください。
6. 成績評価報告書は、**教育実習終了後1ヶ月以内**に、出勤簿とともに返信用スマートレターにより、日本体育大学 教職センター宛にご送付ください。
※9月以降の実習の場合は、令和●年●月●日までにご送付願います。

※教育委員会所定の“成績評価票”がある場合、その書式でご提出いただくことも可能です。

養護実習成績評価報告書

日本体育大学

実習校名				校長氏名(公印)							
				令和 年 月 日							
				公印							
クラス	学籍番号	実習生氏名		指導教員氏名(印)							
				印							
実習期間		出勤すべき日数	出勤した日数	欠勤日数		遅刻	回				
自	令和 年 月 日			病欠	日	早退	回				
至	令和 年 月 日	日	日	その他	日						
				計	日						
項	目	内 容				評 価					
資	質	自ら学び研究しようとする意欲や態度を身につけている 人間としての基本的教養がある 子どもに愛情を示し、誠実に対応できる 学校教育における多様な人間関係を理解した行動ができる 養護教諭になるという強い意志がある 等				5	4	3	2	1	
適	性	子どもに愛情を示し、真摯に対応する 養護教諭の制度・職務を認識している 「養護」の目的・機能について理解ができる 保健室の役割を理解している 今日的な健康問題を適切に把握している 等				5	4	3	2	1	
指	導	力	適切な健康相談活動ができる 個に応じた指導ができる カウンセリングの重要性を認識した対応ができる 子どもへの思いやりがある誠実な対応ができる 等				5	4	3	2	1
専	門	性	健康の諸概念を認識している 子どもの健康状態を発育・発達の観点で把握できる 心の問題や性について理解し指導ができる 保健室経営について積極的に参加し、工夫がある 記録・資料の整理保管・記帳ができる 保健室の運営管理・整理整頓に努力する 創傷・急病・看護処置等ができる 環境基準の理解があり、定期・日常検査が実施できる 保健指導に関する教材等の準備に工夫がある 等				5	4	3	2	1
実	務	力	健康診断の準備ができる 保健調査の作成・整理ができる 計測検査等の実施に工夫がある 健康診断の事後措置を理解している 健康相談の準備・実施・整理が適切である 疾病予防対策を理解している 要保護者管理・疾病管理の実施に配慮がある 等				5	4	3	2	1
総合所見 (教員としての資質等)											

※裏面の「養護実習成績評価報告書の記入について」をお読みください。

1. 本学においては、教育職員免許法に定められた 4 単位の实習について、1 単位 30 時間とし、1 日 8 時間の実習時間を目安に 3 週間（15 日間、休日・祝日は除く）で設定しております。実習期間については、貴校の実践活動の中から 120 時間を確保していただければ、3 週間または 4 週間のどちらの期間でも支障はありません。
養護実習成績評価報告書は、120 時間の実習を修了した上で、記入してください。
 2. 各項目の評価点は、3 点を中庸とし、優れている場合は加点し、劣る場合は減点して、5 点法で該当するものを○で囲んでください。
 3. 記入は黒または青のボールペンをお願いいたします。証明書として発行する書類のため、鉛筆や消せるボールペンでの記入はしないでください。
 4. 訂正がある場合、必ず指導教員の印（または公印）による訂正印を押印してください。
 5. 実習途中の辞退及び実習が修了しなかった場合は、総合所見欄に「実習未修了のため、評価不能」と記入してください。
 6. 成績評価報告書の提出は、養護実習終了後、令和●年●月●日（●）までに出勤簿とともに返信用封筒（スマートレター）により、日本体育大学教職センター宛にご送付ください。また、9 月以降の実習の場合は、令和●年●月●日（●）までにご送付願います。
- ※教育委員会所定の“成績評価票”がある場合、その書式でご提出いただくことも可能です。

令和6年2月1日

日本体育大学
学長 石井 隆憲 殿

日本体育大学荏原高等学校
校長 松田 清孝

教育実習実施承認書

このことについて、教育実習の実施を下記のとおり承認します。

記

1. 承認する課程の名称、免許状種類及び免許教科

(ア)保健医療学部 整復医療学科

中学校教諭一種免許状（保健体育）

高等学校教諭一種免許状（保健体育）

(イ)保健医療学部 救急医療学科

中学校教諭一種免許状（保健体育）

高等学校教諭一種免許状（保健体育）

養護教諭一種免許状

2. 承認開始時期

令和7年4月1日

3. 承認学校詳細

住 所：東京都大田区池上8丁目26番1号

学級数：31学級

生徒数：1018人

教員数：91人

（内訳）教諭49人、常勤講師9人、非常勤講師32人、養護教諭1人、
養助教諭0人、栄養教諭0人

令和6年2月1日

日本体育大学
学長 石井 隆憲 殿

日本体育大学柏高等学校
校長 氷海 正行

教育実習実施承認書

このことについて、教育実習の実施を下記のとおり承認します。

記

1. 承認する課程の名称、免許状種類及び免許教科

(ア)保健医療学部 整復医療学科

中学校教諭一種免許状（保健体育）

高等学校教諭一種免許状（保健体育）

(イ)保健医療学部 救急医療学科

中学校教諭一種免許状（保健体育）

高等学校教諭一種免許状（保健体育）

養護教諭一種免許状

2. 承認開始時期

令和7年4月1日

3. 承認学校詳細

住 所：千葉県柏市戸張9 4 4 番地

学級数：36学級

生徒数：1244人

教員数：86人

(内訳) 教諭55人、助教諭0人、講師29人、養護教諭2人、
養助教諭0人、栄養教諭0人

令和6年1月29日

日本体育大学
学長 石井 隆憲 殿

日本体育大学桜華中学校・高等学校
校長 渡邊 健

教育実習実施承認書

このことについて、教育実習の実施を下記のとおり承認します。

記

1. 承認する課程の名称、免許状種類及び免許教科

(ア)保健医療学部 整復医療学科

中学校教諭一種免許状（保健体育）

高等学校教諭一種免許状（保健体育）

(イ)保健医療学部 救急医療学科

中学校教諭一種免許状（保健体育）

高等学校教諭一種免許状（保健体育）

養護教諭一種免許状

2. 承認開始時期

令和7年4月1日

3. 承認学校詳細

住 所：東京都東村山富士見町2丁目5番1号

学級数：中学校 3 学級 高等学校 19 学級

生徒数：中学校 46 人 高等学校 484 人

教員数：中学校 6 人

(内訳) 教諭 4 人、助教諭 人、講師 2 人、養護教諭 (1) 人、

養助教諭 人、栄養教諭 人

高等学校 40 人

(内訳) 教諭 22 人、助教諭 人、講師 17 人、養護教諭 1 人、

養助教諭 人、栄養教諭 人

令和6年 2月 1日

日本体育大学
学長 石井 隆憲 殿

浜松日体中学校・高等学校
校長 杉本 芳和

教育実習実施承認書

このことについて、教育実習の実施を下記のとおり承認します。

記

1. 承認する課程の名称、免許状種類及び免許教科

(ア)保健医療学部 整復医療学科

中学校教諭一種免許状（保健体育）

高等学校教諭一種免許状（保健体育）

(イ)保健医療学部 救急医療学科

中学校教諭一種免許状（保健体育）

高等学校教諭一種免許状（保健体育）

養護教諭一種免許状

2. 承認開始時期

令和7年4月1日

3. 承認学校詳細

住 所：静岡県浜松市中央区半田山三丁目 30 番 1 号

学級数：中学校 9 学級 高等学校 29 学級

生徒数：中学校 311 人 高等学校 1035 人

教員数：中学校 18 人

(内訳) 教諭 16 人、助教諭 人、講師 1 人、養護教諭 1 人、
養助教諭 人、栄養教諭 人

高等学校 78 人

(内訳) 教諭 37 人、助教諭 人、講師 40 人、養護教諭 1 人、
養助教諭 人、栄養教諭 人

教企第 1577 号
令和 6 年 1 月 30 日

日本体育大学
学長 石井 隆憲 殿

神奈川県教育委員会
教育長 花田 忠雄

神奈川県公立学校教育実習実施承認書

このことについて、神奈川県公立学校での教育実習の実施を下記のとおり承認します。

記

1. 承認する課程の名称、免許状種類及び免許教科
 - (ア)保健医療学部 整復医療学科
中学校教諭一種免許状（保健体育）
高等学校教諭一種免許状（保健体育）
 - (イ)保健医療学部 救急医療学科
中学校教諭一種免許状（保健体育）
高等学校教諭一種免許状（保健体育）
養護教諭一種免許状
2. 承認開始時期
令和 7 年 4 月 1 日
3. 承認学校数（令和 5 年 5 月 1 日現在）
中学校：175 校（横浜市立、川崎市立及び相模原市立の学校を除く）
高等学校：135 校
中等教育学校：2 校

以上

令和6年1月30日

日本体育大学
学長 石井 隆憲 殿

横浜市教育委員会
教育長 鯉淵 信也

横浜市公立学校教育実習実施承認書

このことについて、横浜市公立学校での教育実習の実施を下記のとおり承認します。

記

1. 承認する課程の名称、免許状種類及び免許教科
 - (ア)保健医療学部 整復医療学科
中学校教諭一種免許状（保健体育）
高等学校教諭一種免許状（保健体育）
 - (イ)保健医療学部 救急医療学科
中学校教諭一種免許状（保健体育）
高等学校教諭一種免許状（保健体育）
養護教諭一種免許状
2. 承認開始時期
令和7年4月1日
3. 承認学校数
小学校 337 校、中学校 144 校、義務教育学校 3 校、高等学校 9 校

以上

令和6年1月30日
5川教職人第1451号

日本体育大学
学長 石井 隆憲 殿

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

川崎市公立学校教育実習実施承認書

このことについて、川崎市公立学校での教育実習の実施を下記のとおり承認します。

記

1. 承認する課程の名称、免許状種類及び免許教科
 - (ア)保健医療学部 整復医療学科
中学校教諭一種免許状（保健体育）
高等学校教諭一種免許状（保健体育）
 - (イ)保健医療学部 救急医療学科
中学校教諭一種免許状（保健体育）
高等学校教諭一種免許状（保健体育）
養護教諭一種免許状
2. 承認開始時期
令和7年4月1日
3. 承認学校数
小学校114校、中学校52校、高等学校5校

以上

令和6年2月7日

日本体育大学
学長 石井 隆憲 殿

相模原市教育委員会
教育長 渡邊 志寿代

相模原市公立学校教育実習実施承認書

このことについて、相模原市公立学校での教育実習の実施を下記のとおり承認します。

記

1. 承認する課程の名称、免許状種類及び免許教科
 - (ア) 保健医療学部 整復医療学科
中学校教諭一種免許状（保健体育）
高等学校教諭一種免許状（保健体育）
 - (イ) 保健医療学部 救急医療学科
中学校教諭一種免許状（保健体育）
高等学校教諭一種免許状（保健体育）
養護教諭一種免許状
2. 承認開始時期
令和7年4月1日
3. 承認学校数
小学校69校、中学校35校、義務教育学校2校

以 上